# イノシシの 保護及び管理に関するレポート (平成28年度版)

2017年3月

環境省

#### はじめに

環境省では、2012 (平成24) 年度よりイノシシの生息状況や被害の現状の確認と対策の評価を行い、 保護及び管理に関する基本的な考え方や課題について整理を行うこと等を目的として「イノシシ保護及び 管理に関する検討会」を設置しています。

また、定期的に保護及び管理に関する最新情報を「イノシシの保護及び管理に関するレポート」として 取りまとめ、2010(平成 22)年に作成された「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン」に ついて随時補足を行っています。

ガイドラインは以下の環境省のホームページでご覧になれます。

https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2a/

#### - 目次 -

● 2016 (平成28)	年度のイノシシの保護・管理をめぐる動き	1p
● 2016 (平成28)	年度のイノシシの保護・管理をめぐる動き	1p

● 今年度のレポートのテーマ 1p

● 被害管理施策の複合的な実施 3p

● 農業被害軽減のための捕獲と評価指標 5p

●『農業被害軽減のための捕獲の目標に対して適切に実施できているか』を評価するにあたっての課題と 対応 7p

● 目的に応じた適切な捕獲の実施(事例) 11p

#### 2016 (平成28) 年度のイノシシの保護・管理をめぐる動き

2016 (平成28) 年

3月 : 山形県が『山形県イノシシ管理計画(第二種特定鳥獣管理計画)』を策定しました。

10月 : 岩手県が『イノシシ管理計画 (第二種特定鳥獣管理計画)』を策定しました。

また、各都府県の動きとして、2015 (平成27) 年度に指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業が11 県で実施されたのに引き続き、2016 (平成28) 年度には16 県で実施されました。イノシシを対象鳥獣とする認定鳥獣捕獲等事業者は76 団体となりました(2017(平成29)年3月16日現在)。

#### 今年度のレポートのテーマ

これまで環境省では保護および管理に関するレポート等を通じて、分布拡大抑制や市街地出没に関する 対応方法や考え方について示してきたほか、農業被害を効果的に軽減させていくための捕獲方法などについても示してきました。

保護および管理をめぐる制度やイノシシの生息状況が変化する中、その重要性を再認識し、本レポートでは農業被害を軽減させるための捕獲について焦点をあてます。

特定鳥獣の保護及び管理を行う目的としては、以下があげられます。

『個体群の安定的維持』 『鳥獣による被害の防止・軽減』 『生物多様性の保持・生態系への影響低減』 など

しかし、鳥獣種ごとに当該鳥獣の生態的特性や当該鳥獣による被害の現況、当該鳥獣に対する社会的要請等が異なることから、保護及び管理の各目的は、種ごとに重要度が異なります。

イノシシの場合、農業被害の軽減が管理の主目的となることが多く、捕獲、被害防護、生息環境整備の 3つの施策を進めるにあたっても農業被害の軽減の目的達成に重点をおき、適切に進める必要があります。 特に捕獲については、イノシシは繁殖力が高く個体数の年変動も大きいこと、生態系への影響が問題視 されることが少ないことなどから、二ホンジカの様な目標生息密度を設定し密度管理する捕獲施策は馴染 みません。

【本レポートで用いている 3つの施策 の指す意味】

捕獲 : 狩猟、有害鳥獣捕獲、計画に基づく数の調整など 被害防護 : 電気柵やワイヤーメッシュといった防護柵設置など

生息環境整備:廃棄作物の除去、藪の刈り払いなど

#### 再確認事項

- イノシシの保護・管理の目標設定における重要な視点:農業被害軽減
- 農業被害の軽減の目的達成に重点をおき、3つの施策(捕獲、被害防護、生息環境整備)を組み合わせて実施



イラスト 大島丈斉

本レポートでは、捕獲に関する施策を対象とし、農業被害軽減という目的に対して適切な捕獲の実施及びその評価について整理、提案します。

#### 被害管理施策の複合的な実施

イノシシの生息状況や被害状況によって用いる施策(捕獲、被害防護、生息環境整備)の優先順位は異なりますが、捕獲、被害防護、生息環境整備を複合的に行うことが必須です。

#### 状況に応じた施策の組み合わせ例

## 恒常的に農業被害が発生している場合

- 既に恒常的に発生している農業被害を軽減させるために、3つの施策を複合的に実施する 必要があります。
- もっとも確実な効果が得られる**防護柵の設置**は万全に行います。イノシシの防除に効果のある適切な柵を選択し、適切に設置し、適切な維持管理が必要です。
- 地形等の条件で防護柵を万全に設置できない場合には、防護柵のほかに**加害個体の除去を 目的とした捕獲**(被害を発生させている個体を捕獲すること)も行い、農地に侵入する個 体自体を減少させます。
  - ▶ 加害個体を特定してから捕獲する必要は無く、加害の可能性のある個体(農地周辺に生息する個体)を捕獲することになります。
- 再び加害個体が発生しないよう、農地周辺へのイノシシの侵入・定着を防ぐための廃棄作物の除去、藪の刈り払いなどの生息環境整備を併せて行います。(防護柵や生息環境整備が適切に行われていると誘引物が限定されるので、加害個体の捕獲が効率的に進みます。)
- 加害個体を除去しても個体群の成長に伴い常に農地周辺へ個体が供給されてしまう場合には、農地周辺のみならずその後背地である山域も含めた地域での生息数が増加している個体群に対する個体数・密度の低減のための捕獲(数の調整目的の捕獲)が必要になります。

#### 【加害個体】

農作物を餌として認識し農地を行動圏の一部として行動する 個体です。農作物の被害防除対策が不十分なために無意識に農 作物を採食させ学習させてしまうことにより生じ、恒常的に農 作物被害を発生させます。

## 分布拡大(回復)により被害が発生しそうな場合

- 最近までイノシシが生息していなかった地域では、まだ、生息数は少ないかもしれませんが、侵入初期の適切で迅速な対応が被害防止には重要です。
  - ▶ 多くの場合、農地でイノシシを確認したならば、周辺には相当数のイノシシが生息しているのが普通であり、捕獲のみでは農業被害を抑えることはできない状態となっています。
- ・ 速やかに防護柵を設置する必要があります。
- 分布拡大地域においても少ないなりに被害が発生します。農業被害地の拡大速度を遅くするため、箱わなを用いて農地に出現する個体の捕獲を行う必要があります。
- 更なる加害個体が発生しないよう、農地周辺へのイノシシの侵入・定着を防ぐための生息 環境整備を併せて行います。
  - ▶ 最近までイノシシが生息していなかった地域では、対策に関する知識、技術がないのが 現状です。適切な対策を速やかに講じられる体制を整備するとともに、被害対策に関す る講習会等を行い対策の知識・技術に関する普及啓発を行う必要があります。
  - 参考: 平成 26 年度イノシシの保護管理に関するレポート p.13~15「侵入段階に応じた対策と役割分担の例」
    - http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-report/h26report\_inoshishi.pdf
  - ⇒ 参考: 兵庫県ワイルドライフモノグラフ 7-6 「集落が管理するわなの捕獲率向上 へのとりくみ」
    - http://www.wmi-hyogo.jp/publication/monograph.html

## 島嶼などへの侵入初期で生息数が非常に少ない場合

- 島嶼などの隔離された地域へイノシシが侵入した場合で生息数がまだ少ない場合には、早期の捕獲により将来的な被害を防止することができることがあります。
- イノシシは適した生息環境があれば急激に増加するので、機を逸しないよう、速やかに、かつ強力に捕獲圧をかけて生息数を減少させる必要があります(管理方針によっては根絶させることもあります)。痕跡調査、自動撮影カメラ、目撃情報等の様々な情報を十分に活用し戦略的に捕獲を実施します。

#### 農業被害軽減のための捕獲と評価指標

農業被害軽減のための捕獲の目標は、以下の2つに整理でき、この捕獲目標を明確に意識し適切に捕獲を実行することが被害軽減につながります。

## 農業被害軽減のための捕獲の目標

## ● 加害個体の除去

山中を主に利用する個体を捕獲するよりも、農地周辺に出没し被害を発生させている個体を捕獲することが、農業被害軽減には有効です。

● 生息数が増加している個体群の個体数・密度の低減

加害個体を除去しても、次々に他の個体が農地周辺に出没する場合には、山奥から林縁部までの地域に生息する個体を増加させ過ぎないことが農業被害軽減に必要です。

以上に示した目標を達成するための捕獲を実施していくには、適切な捕獲が実施できているかの評価が必要です。適切な捕獲を評価するためには、科学的な指標を得るため、まず被害の状況、被害防護の実施状況、捕獲の実施状況に関する情報を同じスケール(集落単位など)で収集し、分析する必要がありますが、現状としてそれらの分析は進んでいません。そこで、まずは上記の目標に即してどのように捕獲の実施状況を把握していくべきか、について整理します。

## 農業被害軽減のための捕獲の目標:加害個体の除去

## 把握するべき項目① 農地周辺で捕獲を実施しているか

加害個体は、農作物を餌として認識し農地を行動圏の一部として行動することから、農地周辺での捕獲が加害個体の除去につながります。捕獲位置情報を収集することにより、農地周辺で捕獲を実施できているか評価できます。(通常の捕獲報告で用いられる5kmメッシュ単位での捕獲位置情報では評価は難しく、目的にあった単位での情報収集が必要となります。) また、自動撮影カメラ等のモニタリングにより農地周辺に出没するイノシシの増減を把握することも、捕獲効果の評価につながります。

● 参考: 平成 25 年度イノシシの保護管理に関するレポート p.10 「集落周辺での捕獲を評価」 http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-report/h25report\_inoshishi.pdf

## 農業被害軽減のための捕獲の目標:加害個体の除去

## 把握するべき項目② 群れごと捕獲できているか

加害個体が群れ(親子連れ)で行動している場合、同一群の他個体の捕獲に遭遇し捕獲されずにわなから逃れた個体はわなへの警戒心が高まることから、加害個体は最初の捕獲で群れごとすべて取り除くことが重要です。親子連れの群れの場合警戒心の低い幼獣が先に捕まり、親が逃げた場合、警戒心の高まりが顕著となり、その後親の捕獲が困難になります。親を含めた群れごと捕獲を意識しないと、幼獣だけの捕獲になりがちです。群れごと捕獲が可能な捕獲手法も含めた意識の普及が重要です。群れごと捕獲を評価する場合、捕獲回ごとの複数個体の捕獲がとりこぼし無く実施できたかを評価する必要があります。捕獲個体ごとの情報(性・齢)だけでは評価できないため、「親を含めて捕獲できているか」に関する情報を捕獲作業記録等に新たにチェック項目として追加する必要があります。

例えば、自動撮影カメラ等を用いて、捕獲者自身が「親を含めて捕獲できているか」を確認すると、適切な捕獲方法の普及、捕獲技術の向上にも役立ちます(p.11「目的に応じた適切な捕獲の実施(事例)」 参照)。

## 農業被害軽減のための捕獲の目標: 生息数が増加している個体群の個体数・密度の低減

## 把握するべき項目(1) 繁殖可能年齢の個体が捕獲できているか

可能な限り繁殖可能年齢(成獣)のメスを捕獲することが、生息数を減少させることに有効です。しかし、捕獲をする際に性別を確認し捕獲することが困難であることから、性別を問わず成獣を捕獲できているかを確認することが運用上の評価となります。また、生まれてすぐの幼獣のみを捕獲した場合、その親が再度妊娠出産する可能性を高めるため、幼獣のみの捕獲を避ける必要があります。

成獣メスの捕獲数や総捕獲数に対する成獣メスの捕獲割合が実質的な効果を評価する際の指標となるため、捕獲個体情報(性・齢)も得ておくことが必要です。

加害個体の除去の適切な運用を評価するにあたっての「群れごと捕獲」の評価、及び生息数が増加している個体群の個体数・密度の低減の適切な運用を評価するにあたっての「成獣捕獲」や「成獣メス捕獲」の評価には、どちらの捕獲個体についても幼獣と成獣、性の判別が必要となります

次の項目では、幼獣、成獣の判別にあたっての課題とその対応についてまとめています。

## 『農業被害軽減のための捕獲の目標に対して適切に実施できているか』を評価するにあたっての課題と対応

前項で述べたように、農業被害軽減の目標に対して適切に捕獲が実施できているか評価するにあたって、加害個体の除去、生息数が増加している個体群の個体数・密度の低減の捕獲目標により把握するべき項目は異なりますが、いずれの捕獲目標にも成獣の捕獲が必要であることから、共通する技術的な課題として、幼獣と成獣を判別する手法上の課題があります。

2013 (平成25) 年度の保護管理レポートでは「体毛の模様(ウリ模様)」「体重」で大まかに成獣であるかを判別できることについての注意点を紹介しました。判別方法にはそれぞれ課題があるため、以下にそれぞれのメリットと課題、その対応案についてまとめました。

手法	メリット	確実性	簡易性	課題
ウリ模様による 判断	誰でも容易に判断できる。	Δ	0	時期によっては判断が不可能。
歯の萌出による 査定	成獣と幼獣が確実に区 別可能である。	0	Δ	判断出来るまでに一定の訓練が必要。
体重・後足長 による判断	基準を設定出来れば、効率的に判断出来る。	0	0	地域によって基準が異なる。

## 以下2点を踏まえ、成獣・幼獣の判別には、体重による判別手法を推奨します

- 特に近年、農業被害軽減のための管理捕獲の実施が通年化する傾向があり、時期を問わない判別方法が必要とされていること
- 判別手法の難易度が手法の普及に影響することからなるべくシンプルな手法にする必要があること なお、状況に応じて他の手法の適用が望ましいこともあるため、手法ごとの対応を以下に整理しました。

手法①

### 体毛の模様(ウリ模様)による成・幼獣判別基準

判別方法:ウリ模様が完全に消えている個体を「成獣」と判定する

#### ★メリット★

最も簡易に成・幼獣を判別でき、多くの従事者に活用されることが期待される

#### 課題

生後半年以降、ウリ模様では成獣と幼獣の判別ができない場合があり、生後3ヶ月以降でもウリ模様が消えかかっている場合は判別する者により判別結果が異なってしまいます。

## 課題に対する対応案

#### 対応案1

夏以降に農業被害軽減を目的とした捕獲を実施する場合や、秋生まれの個体が見られる地域では、体毛の模様(ウリ模様)を用いた判別方法は用いないようにします。

体毛の模様 (ウリ模様) を用いた判別方法では、 春生まれの個体では秋以降 (秋生まれの個体では春以降) の判別に支障が出ることがあります。

手法②

#### 体重による成・幼獣判別

判別方法:一定の体重以上の個体を「成獣」と判定する

★メリット★

基準となる体重を設定することで成幼獣判別が効率化できる

#### 課題

国内ではイノシシの年齢と体重増加に関する研究例が少ないこと、また栄養状態により成獣と幼獣の体重差に地域差が見られるため、それぞれの地域で齢査定に関する十分なデータ収集・分析を行い地域ごとの基準を設けなければなりません。



#### 対応案2

- 暫定的な基準体重を設定し、基準体重以下を幼獣、基準体重を超える個体を成獣とします。
- 暫定的な基準体重が適当ではないと判断した場合、地域に応じた基準を設定するための情報 (体重、週~月齢※)を収集します。
- 収集した情報を解析し、新たな基準体重を設定します。(新たな基準体重が適当で無かった場合、上記を繰り返し、順応的に基準体重を設定していきます)。

#### (基準を作るための手順例) \*\*\*\*\*\*\*

- ①暫定的な基準体重を 25kg とします。
- ②25kg の基準体重が適当でないと判断した場合、体重 35kg 程度までの個体の体重(実 測)と週~月齢※情報を収集します。
- ③収集した情報の解析
- 4)基準体重を再設定

なお、地域ごとの判断基準を作るためには信頼できる情報収集が欠かせません。例えば指定管理鳥獣捕獲等事業などを活用して、一定の水準を持つ事業者が仕様書に基づき実施することにより信頼できる情報が収集できます。

また、近年、捕獲個体を獣肉処理施設で加工し食肉として活用することが各地で行われてきています。獣肉処理施設には体重計測器具が設置されているため、個体の解体前に体重を計測することも有効な情報収集方法と考えられます。

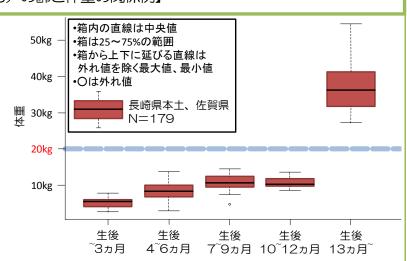
● 一~二人程度では計測が難しい重い個体の体重計測は捕獲作業の効率性に支障がでることから、体重基準が大きくなる場合には別の判別基準(対応案3)の適用を検討します。

#### 対応案3

- ◆ 体重による識別でも課題が生じる場合には、後足長による判別や、歯の萌出状況による週~ 月齢\*\*査定を行います。
- 後足長による判別をする場合、後足長と週~月齢\*\*査定を行い、両者の関係性を分析した上で 後足長の基準長を設定する必要があります。
- 歯の萌出状況による齢査定\*は、歯式に対応した永久歯と乳歯の萌出を判別する必要が有り、 一定の訓練が必要となります。
- 出産時期が春の短期間に集中する地域では、捕獲月からおおよその月齢を推定できる場合もあります。

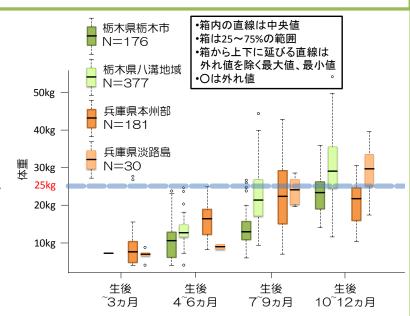
#### 【長崎県(佐賀県内の捕獲個体を含む)の齢と体重の関係例】

● 長崎県で捕獲されたイノシシ(佐賀県内の個体を含む)について、歯の萌出状況による週齢査定等により判別した生後の齢と、体重を比較すると、生後12ヶ月まで20kgを超える個体は見られませんでした。幼獣と残獣の判別基準体重は20kgが適当と考えられます。



#### 【栃木県、兵庫県の齢と体重の関係例】

- 歯の萌出状況による週齢査定等により判別した生後の齢と、体重を比較すると、生後6ヶ月までの個体の体重は、ほぼ25kg以下です。
- 栃木県栃木市のデータでは生後10 ~12ヶ月の個体で、兵庫県本州部 のデータでは生後7~9ヶ月以上の 個体で、体重25kgを超える個体が 2~3割程度確認されます。
- それぞれ同一県内である、栃木県栃 木市の北西方向10数キロに位置する八溝地域、瀬戸内海に位置する兵 庫県淡路島で得られた個体の体重



情報では、同じ県内でも生後 10~12 ヶ月の個体の7~8 割以上の個体の体重は体重 25kg 以上となっていました。

- 急速に生息数を増加させているような地域など、イノシシにとって好適な環境が存在する場合、イノシシの成長が早く体重が重くなることが考えられ、地域に応じた基準体重を明らかにする必要があります。
- 栃木県では歯の萌出状況による齢査定、兵庫県では後足長により、幼獣と成獣を判別する手法が検討されています。

#### 【データ提供】

栃木県:宇都宮大学小寺氏未発表データ(環境省平成28年度環境研究総合推進費を活用したデータを含む) 兵庫県: 兵庫県立大学/森林動物研究センター横山氏未発表データ(科学研究補助金課題番号25450478 によるデータを含む)

長崎県(佐賀県内の捕獲個体を含む): 長崎県平田氏未発表データ(環境省平成 28 年度環境研究総合推進費を活用)

#### (体重による判別に関する留意点)

- ◆ 体重には個体差があるため、基準に当てはまらいない個体も含まれることがあります。
- 同じ都府県内でも、地域により体重のバラツキが大きく異なることがあります。
- 同じ地域でも性差による体重のバラツキがあります。

#### ※週~月齡查定

- 歯の萌出状況から週~月齢を査定するには下記に基づく一定の訓練が必要です。
- 出産時期が春の短期間に集中する地域では、捕獲月からおおよその月齢を推定できる場合もあります。

#### (参考)

Boitani L. and L. Mattei 1992 Aging wild boar (Sus scrofa) by tooth eruption. In: "Ongules / Ungulates 91 (Eds. Spitz F., Janeau G., Gonzales G., and Aulangier S.)",

419-421, SFEPM-IRGM. Toulouse.

- 小寺祐二・竹田努・都丸成示・杉田昭栄 2012 週齢査定によるイノシシ Sus scrofa の出生時期の推定、哺乳類科学、52:185-191.
- 小寺祐二 2012 KODERA 式イノシシ週齢読み取りマニュアル。 改訂 6 版、wildlife intelligence Service.

#### 目的に応じた適切な捕獲の実施(事例)

## 防護柵のみでは防ぎきれない被害の軽減:群れごと捕獲

愛媛県西予市三瓶町藏貫地区

#### 背景1

愛媛県西予市における鳥獣による主な被害農作物は果樹(柑橘類)であり、鳥獣害全体の7割を占めます。また、獣害の7割程度をイノシシが占めます。西予市三瓶町蔵貫地区の耕地面積は100ha程度であり、耕地の殆どはミカン畑です。

イノシシの被害防護対策として鉄筋柵(ワイヤーメッシュ)を設置していますが、老朽化が進んでいたり、果樹農地は面積が広く維持管理の労力が十分充てられていないことから、イノシシが柵の弱い部分を破壊して農地内へ侵入しています。このため、農業被害の軽減を目的とした捕獲も実施する必要が生じています。

#### 背景2

狩猟や農家以外が実施する実施隊・猟友会等による許可捕獲では、捕獲手法として箱わな、くくりわな を使用しています。これらの手法で捕獲される個体の殆どは幼獣であり、成獣が捕獲されることは非常に 少ない状況です。

農家以外が実施する実施隊・猟友会等による許可捕獲は4月から10月末日までであり、捕獲報奨金の対象となっています。一方、狩猟期間中は報奨金が出ないため、猟期以降、捕獲を行わない人もいます。

#### 農業被害の軽減を目的とした捕獲の取り組み:実証事業

#### 実証事業の開始

2012 (平成24) 年度に農業従事者が大型囲いわなを設置して捕獲を開始し、最初は順調に捕獲ができましたが、すぐに捕獲できなくなり放置されるようになりました。その後、地元の若い農業従事者(三瓶町4Hクラブ)が使われなくなったこれらの囲いわなを復旧させて、2014 (平成26) 年度から赤外線センサーを用いた箱わな用の自動トリガー装置により捕獲を再開しました。しかし、大きな囲いわなに箱わな用の赤外線センサーが適合せず、群れごと捕獲をしようとしてもとりこぼしてしまい、親が捕まらなくなってしまうことが頻発しました。自動撮影カメラで捕獲時の状況を確認したところ、親子で取り逃がしていることがわかりました。これに対応するため、県の事業として、ライブカメラを用いた捕獲装置(スマートフォン連動の遠隔操作扉トリガーによる捕獲装置)を県内業者とともに開発し、実証事業を開始しました。

三瓶町4H クラブ: 地域の後継者組織。本事業の捕獲部分を実施した。その後、「イノシシ M・U・A 組合」(M(蔵貫村)U(蔵貫浦)A(有太刀)) の3 地区のイノシシ捕獲組織)を設立し、現在は他地区への本事業に関する紹介、捕獲技術の普及を行っている。

#### 装置の仕組み、捕獲方法

個体がセンサー部を通過すると捕獲従事者にメールが送信され、これを受けて捕獲従事者がスマートフォンを使用して扉トリガーを操作し、囲いわなの扉を閉める仕組みとなっています。

警戒心の高い個体の場合には入り口付近から誘引を開始し、個体の進入状況に応じて餌の置き場所を囲いわなの奥へ移動させていきます。最終的には、入り口から囲いわなの奥方向3mの場所(囲いわなの中央部)に誘引餌をおき、2.5mの場所まで個体が進入するようになったら捕獲を実行しています。

事業では5基の囲いわなを設置し、別途用意した自動撮影カメラで予めイノシシの出没状況を確認してからライブカメラを用いた捕獲装置を設置し捕獲しています。この手順により、結果として最低限の捕獲装置基数で実施できています。



檻とシステム 写真中央部がライブカメラ



システム録画映像 捕獲1秒前 親子連れの群れが確認できる

#### 効果

非常に警戒心が高い個体は、囲いわなに進入した後にバックして囲いわな外に出るスピードが速く、ミカンを餌にした場合には1秒内に餌を咥えては出ることを繰り返します。このため、高画素で1秒間に6コマの映像送信をする装置を使用したからこそ、捕獲が成功したと考えています。映像を通じてイノシシの習性なども知ることができるので、捕獲従事者の人材育成にも繋がっています。

#### 課題

本事業では残念ながら、捕獲報奨金の基準に従い性判別を必須としていなかったため、性別の記録が不十分でした。おおよそ捕獲数は、オスの方が多い印象です。

成獣と幼獣の判別は、同じく捕獲報奨金の基準に従い、ウリ模様により判別しています。このため、本事業は、ミカンの収穫時期に合わせて捕獲を実施していることから、捕獲が始まる 10 月以降になると、当年春生まれの小さめの個体もウリ模様が無くなっている場合があるため「成獣」と判断されてしまいます。

## 住居集合地域への出没抑制のための生息数が増加している個体群の個体数・密度の低減:成獣の捕獲

香川県

市街地出没の抑制を目的として、2013(平成25)年度より、県が主体となって捕獲事業に取り組みはじめました。市街地に出没するイノシシを抑制するためには、成獣を捕獲することが効果的です。しかし、箱わなによる成獣の捕獲割合が低かったことから、その原因を分析したところ蹴り糸の高さに問題があることが明らかとなりました。成獣の捕獲の重要性は農業被害の防止についても同様です。1年間の事業の検証の結果を「イノシシ捕獲技術プログラム Ver.1」としてテキスト化し、わな猟免許所持者に配布しました。

プログラムでは、箱わなについては、蹴り糸高 40cm、奥行き 150cm を推奨しています。 くくりわな については、初心者でも取り扱いやすく、15kg 以下の荷重では作動しないため錯誤捕獲の少ない「踏み 板式くくりわな」を紹介しています。

#### ●蹴り糸の奥行きと高さの設定について



プログラム抜粋) 蹴り糸位置の紹介



#### ■踏み板式くくりわなの特徴

#### 長所

- ・設置が簡単(7~8cm程度の深さの穴が掘ることができれば埋設可能)。
- ・足をくくる位置が高い(捕り逃がしが少ない)。
- ・タヌキなどの小・中型動物の混獲が少ない(最低稼働重量:約15kg)。

#### 短所

- 本体が露出しやすい。
- ・水はけの悪い場所や雨で土が湿っている所に設置した場合、覆いの土が固まり、正常にわなが作動しなくなることがある。

プログラム抜粋) 15kg 以下の荷重では作動しない 踏み板式の紹介

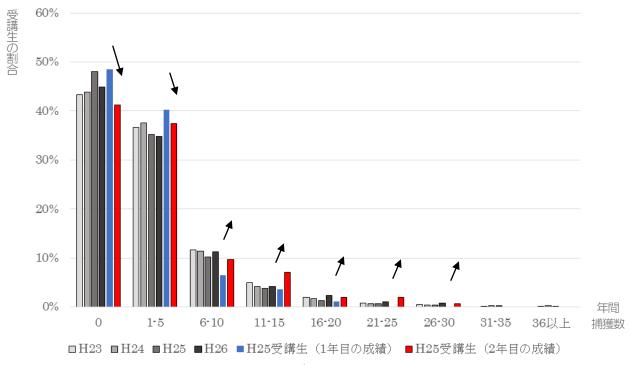
「イノシシ捕獲技術プログラム Ver.1」

http://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyo/shizen/t-ikimono.htm

#### イノシシ捕獲技術プログラムの成果と保定技術プログラムの作成

香川県では、イノシシと二ホンジカの有害鳥獣捕獲を目的に、2010(平成22)年度からわな猟の狩猟免許所持者が増加しはじめ、2009(平成21)年度には1,325人(実人数)だった狩猟免許所持者が2016(平成28)年度末には2,000人を超えることとなりました。一方で初心者が増加したため、狩猟の基本的な技術を知りたいという要望も強くなり、この「イノシシ捕獲技術プログラム Ver.1」を活用した講習会を積極的に開催してきました。

この講習会を受講した初心者は、未受講者に比べ、2年目から年間捕獲実績が向上することが分析の結果明らかとなり、6頭以上を捕獲する受講者も明らかに増加するなど、捕獲技術の向上に一定の成果を確かめることができました。



イノシシ捕獲技術プログラムの普及事業の効果

受講者の年間捕獲実績頭数の変化

香川県では、これまでの講習会でのアンケート結果や初心者への分かりやすい指導方法のあり方を検証し、2017(平成29)年3月にプラグラムを改訂し、「イノシシ捕獲技術プログラム Ver.2」として再発行しました。また、銃器以外の方法による安全な止めさしの方法をプログラム化する要望も多かったことから、「イノシシ保定技術プログラム」を新しく作成するなど、初心者の捕獲技術と安全管理の向上に努めています。

#### 指定管理鳥獣捕獲等事業

香川県では、イノシシの市街地への出没を抑制するため、2015(平成27)年度から、指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、市街地周辺のイノシシの捕獲事業を実施しています。指定管理鳥獣捕獲等事業では成獣と幼獣の判別を体重20kgで区分しています。また、「イノシシ捕獲技術プログラム」のコンセプトを踏襲して、箱ワナの蹴り糸高は必ず40cmとし、くくりわなは15kg以上の荷重で作動する踏み板式くくりわなを使用することとしました。

2016(平成28)年度は、捕獲方法の徹底に加え、出没情報や農業被害情報をウェブデータベース上で集約し、情報に基づいてわなを設置する等、効率的かつ効果的な捕獲を試みています。

#### 平成28年度

イノシシの保護及び管理に関するレポート

#### 2017年3月

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 電話:03(3581)3351(代表)

業務請負者 一般財団法人 自然環境研究センター 〒130-8606 東京都墨田区江東橋3丁目3番7号 電話:03(6659)6310(代表)

リサイクル適正の表示: 印刷用の紙にリサイクルできます。 この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料「A ランク」のみを用いて作製しています。